

○国立市財政改革審議会設置条例

平成23年12月27日 条例第21号

国立市財政改革審議会設置条例

(設置)

第1条 国立市の財政健全化に資するため、国立市財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、国立市の財政に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項の規定により答申した事項に係る進捗状況について、必要に応じて市長に報告を求めることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 市民 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部政策経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第60号を第61号とし、第19号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 国立市財政改革審議会委員

第4条中「第2条第15号から第57号まで」を「第2条第15号から第58号まで」に改める。

第5条中「第2条第58号から第60号まで」を「第2条第59号から第61号まで」に改める。

別表第2中「

指定管理者選定委員会委員	〃 9,100円
--------------	----------

」を「

指定管理者選定委員会委員	〃 9,100円
財政改革審議会委員	〃 9,100円

」に改める。